

裁 決 書

審査請求人（甲） ○○○

○○○

審査請求人（乙） ○○○

○○○

処 分 庁 坂井市長 池田 禎孝

審査請求人が、令和7年5月21日に提起した処分庁による令和7年度固定資産税賦課処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求は棄却する。

事 案 の 概 要

- 1 本件賦課処分の対象である固定資産について、登記簿上の所有者はA及びBの2名である。Bは令和5年1月20日に死亡し、同年中にAを除く法定相続人全員の相続放棄の申述が受理されたため、Bの相続人はAのみとなった。
- 2 Aについては令和6年7月18日に死亡し、その配偶者及び第1順位の相続人は同年11月5日付で金沢家庭裁判所が発行した相続放棄申述受理通知書の写しを同年11月15日に処分庁へ提出した。同日、処分庁は第2順位の相続人が既に死亡していることから、第3順位の相続人である審査請求人甲に電話で相続権が第3順位の者に移っていることを伝え、相続放棄する場合は令和6年中に手続きを終えなければ令和7年度の固定資産税が賦課される旨を伝えた。その際、処分庁は審査請求人甲に対して、同じく第3順位の相続人である審査請求人乙にも当該内容を伝えるように依頼した。
- 3 処分庁は令和6年11月18日に改めて「相続による納付義務承継通知書」を審査請求人甲へ税務課窓口にて交付し、Aからの相続事実を伝えた。
- 4 対象資産の登記簿上の所有者であるA及びBは令和7年度における賦課期日（令和7年1月1日）以前に死亡している。地方税法第343条第2項後

段において、登記簿上の所有者が死亡している場合は、「当該土地又は家屋を現に所有している者」を所有者とする旨の規定があり、処分庁は当該規定に基づき、賦課期日時点での法定相続人4名（審査請求人甲及び乙ほか2名）を課税台帳へ登録した。

- 5 審査請求人甲及び乙は令和7年1月10日に金沢家庭裁判所で相続放棄の申述が受理された。処分庁においても金沢家庭裁判所に照会を行い、同年2月3日付の回答にて相続放棄の申述が受理されていることを確認している。
- 6 処分庁は令和7年度固定資産税を賦課し、納税通知書を令和7年5月9日付で審査請求人甲に発送した。
- 7 審査請求人甲は、本件処分の取消しを求めて、令和7年5月21日付で審査請求書を郵送にて提出した。なお、審査請求人乙に関してはこの時点では納税通知書は送付されていないが、審査請求人甲とともに納税義務者となることが明らかであったため、同じくして審査請求書を提出したものと考えられる。
- 8 処分庁は、審査請求人乙を含む3名に対しても、令和7年6月5日に改めて令和7年度固定資産税納税通知書を送付した。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 民法第939条には「相続の放棄をした者は、その相続に関しては、初めから相続人とならなかったものとみなす」と明確に規定されており、この規定は相続放棄の効力が、相続開始の時点まで遡って生じることを意味する。
- (2) 相続放棄の申述が受理されている以上、審査請求人は相続開始時点から、相続人ではなかったことになるため、相続財産に対する所有権を原始的に取得することはないのであり、地方税法第343条第2項後段にいう「現に所有している者」に該当しない。ゆえに、令和7年度固定資産税の賦課期日である令和7年1月1日時点において、当該固定資産を「現に所有している」という事実はない。
- (3) 上記の理由から、相続放棄を行った審査請求人を「現に所有している者」として固定資産税の賦課処分を行った本件処分は法的根拠を欠く違法なものであり、本件処分の取消しを求める。

2 処分庁の主張の要旨

処分庁の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 固定資産税の賦課期日は、年度の初日の属する年の1月1日であり（地方税法第359条及び坂井市税条例第66条）、地方税法第343条第2項後段において「登記名義人が賦課期日前に死亡しているときは、賦課期日において当該土地又は家屋を現に所有している者」を納税義務者として、固定資産税を賦課する旨が定められている。
- (2) 審査請求人の相続放棄の申述が受理されたのは、令和7年1月10日であり、賦課期日である同年1月1日時点において、審査請求人は法定相続人であり、本件固定資産を承継しうる立場にあったと言える。
- (3) 賦課期日時点の状況を鑑みれば、その当時において、審査請求人は法定相続人の立場にあり、当該事実をもって「現に所有している者」として固定資産税の納税義務者とした本件処分に法適用上の誤りはなく、違法性はない。

理 由

1 本件における争点

本件審査請求の争点は、処分庁が行った本件処分について、違法性及び不当性がないかということになる。

2 本件に係る法令等の規定及び違法性について

(1) 地方税法の関係規定

地方税法は地方公共団体における地方税の賦課徴収について定めたものであり、固定資産税の賦課等についての定めは、次のとおりである。

ア 地方税法第343条第1項には、「固定資産税は、固定資産の所有者（質権又は百年より永い存続期間の定めのある地上権の目的である土地については、その質権者又は地上権者とする。以下固定資産税について同様とする。）に課する。」と規定されている。

イ 固定資産税の賦課期日については、地方税法第359条に「固定資産税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とする。」と定められている。

ウ 前号の賦課期日より前に固定資産の登記簿上の所有者が死亡している場合は、地方税法第343条第2項後段に「当該土地又は家屋を現に所有している者」を納税義務者とする旨が定められている。

(2) 民法の関係規定

民法における、相続放棄についての定めは、次のとおりである。

ア 民法第939条には、「相続の放棄をした者は、その相続に関しては、初めから相続人とならなかったものとみなす。」と規定されている。

(3) 本件処分にかかる違法性の検討

処分庁は地方税法第343条第2項後段の規定に基づき、賦課期日時点の法定相続人であった審査請求人を納税義務者として固定資産税の賦課処分を行った。一方で、審査請求人は当該固定資産の相続事実を知ってから、速やかに相続放棄の手続きを行い、結果として令和7年1月10日に相続放棄の申述が受理された。審査請求人は、民法第939条の規定に基づき、賦課期日において、当該固定資産の所有者（法定相続人）ではなかったことを主張し、固定資産税の賦課処分が民法の効力を無視した違法なものであるとし、当該処分の取消しを求めている。

処分庁、審査請求人いずれの主張もそれぞれ法的根拠に基づいたうえで行われており、そこに明確な違法性は認められない。

地方税法の規定を優先するのか、民法上の相続放棄の遡及効を認めるのか、この点に関して、現状では判例や国からの見解等が明確に示されていないことから、どちらを採用するのが妥当であるかということについては、処分庁の判断に委ねられているというべきである。

本件において処分庁の行った固定資産税賦課処分は、地方税法の文理解釈に基づき、その規定通りに行われた処分であり、この処分について、違法性は認められない。

3 本件処分の不当性について

次に、民法に基づく相続放棄の効力を考慮せず、地方税法の規定のみに基づいて、賦課処分を行うことに不当性があるかどうかを考える。

本件は、家庭裁判所における相続放棄申述受理の時期が賦課期日をまたいだことにより、固定資産税の課否に影響を及ぼした事例であり、審査請求人のコントロールの及ばない事象（相続の時期や裁判所における事務処理期間等）により、一見不公平ともいえる差異が生じている。しかし、地方税法において、固定資産税は賦課期日における所有者を納税義務者とする定められている以上、このような差異は制度上予定された結果と解さざるを得ない。

また、固定資産税の課税制度が、これらの個々の事情に立ち入って課税関係を調整する仕組みではない以上、これらの差異は制度の性質上やむを得ないものといわざるを得ず、個別事情をどこまで考慮するかについて明確な基準を設

けることは難しく、個人ごとの事情を考慮したうえで賦課処分を行うことは、制度運用上の混乱を招くおそれがあると考えられる。もし、明確な基準なく、賦課すべきか否かを判断してしまうと、事務を行う担当者によって、その基準が変動するおそれがあり、かえって租税の公平な賦課を妨げることになると考えられる。

租税の賦課処分が恣意的なものにならないよう、我が国が租税法律主義を採用している以上、地方税法の文理解釈に基づき、形式的に固定資産税の課否を判断することは一定の合理性があると考えられる。

以上のことから、地方税法を優先し、これに基づき賦課処分を行うことに明確な不当性は認められない。

また、賦課処分にかかる一連の事務処理についても、不適切な部分は見受けられず、適正に処理されたものとみられるため、事務処理上も不当性は認められない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求については理由がないことから行政不服審査法第45条第2項の規定により主文のとおり裁決する。

令和8年5月11日

審査庁 坂井市長 池田 禎孝

教 示

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、坂井市を被告として（訴訟において坂井市を代表する者は坂井市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

2 処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、坂井市を被告として（訴訟において坂井市を代表する者は坂井市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。